

低公害車普及促進対策費補助金交付要綱

平成17年 3月30日 国自総第535号
国自貨第143号
国自環第254号

(総則)

第1条 低公害車普及促進対策費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、別に定めのある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他の者による低公害車の導入事業に要する経費の一部を国が地方公共団体その他これに準ずるものとして国土交通大臣(以下「大臣」という。)が認めた者(以下「地方公共団体等」という。)と協調して補助することにより、又はEMS用機器の導入事業(低公害車の導入事業と合わせ、以下「補助対象事業」という。)に要する経費の一部を国が補助することにより、窒素酸化物及び粒子状物質並びに二酸化炭素の排出削減を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- 二 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を経営する者をいう。
- 三 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。
- 四 「自動車リース事業者」とは、道路運送法第80条第2項の規定により、借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を受けた者をいう。
- 五 「低公害車」とは、CNGバス、ハイブリッドバス、新長期規制適合バス、CNGトラック、ハイブリッドトラック及び新長期規制適合トラックをいう。
- 六 「CNGバス」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。以下「CNG自動車」という。)であって、旅客自動車運送事業の用に供

- する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- 七 「ハイブリッドバス」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されているもの（以下「ハイブリッド自動車」という。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- 八 「新長期規制適合バス」とは、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車のうち、自動車検査証の型式欄の上4桁が「A B G - 」又は「A D G - 」で始まるもの（以下「新長期規制適合車」という。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- 九 「CNGトラック」とは、CNG自動車であって、貨物自動車運送事業（第二種貨物利用運送事業を含む。以下同じ。）の用に供する車両総重量3.5トン超の自動車をいう。
- 十 「ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量3.5トン超の自動車をいう。
- 十一 「新長期規制適合トラック」とは、新長期規制適合車であって、貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量3.5トン超の自動車をいう。
- 十二 「EMS用機器」とは、EMSを実施するために自動車から運転に係るデータを記録するための車載器（以下「車載器」という。）及び車載器において記録したデータを事業所において集中管理するための機器（以下「事業所用機器」という。）並びに外部電源式アイドリングストップ機器をいう。
- 十三 「EMS」とは、次に掲げる取組みをいう。
- イ 特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者が、事業の用に供する自動車を30台以上保有する事業所において以下の取組みを一体的に行うことをいう。
- (1) 事業の用に供する自動車の運転者（以下「運転者」という。）にEMS用機器を使用してエコドライブを実施させること。
 - (2) エコドライブ管理者に運転者に対するエコドライブの実施に係る指導をさせること。
 - (3) 運転者及びエコドライブ管理者にエコドライブの実施又は指導に係る教育を行うこと。
- ロ 一般貨物自動車運送事業者が、運転者に外部電源式アイドリングストップ機器を使用してアイドリングストップを行わせること。
- 十四 「外部電源式アイドリングストップ機器」とは、アイドリングストップを行うため、自動車のエンジン停止時に冷房装置及び暖房装置を稼働させるための外部電源機器（以下「外部電源機器」という。）並びにこれに対応した冷房装置及び暖房装置（以下「外部電源機器対応冷房装置及び暖房装置」という。）をいう。
- 十五 「特別積合せ貨物運送」とは、貨物自動車運送事業法第2条第6項に規定する

特別積合せ貨物運送をいう。

十六 「エコドライブ」とは、アイドリングストップ並びに急発進及び急加速の防止等自動車の環境負荷の低減に資する運転をいう。

十七 「エコドライブ管理者」とは、事業の用に供する自動車のエコドライブの実施に関する業務を行わせるため、一般貨物自動車運送事業者が任命した者をいう。

(補助対象事業等)

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 この補助金の補助対象事業の区分及びその内容並びに補助対象事業の区分ごとの補助対象事業者、補助対象経費、補助率及び補助金の額は、別表によるものとする。

(交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに第1号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長(沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定める低公害車の導入事業(CNG車普及促進計画(CNG車普及促進モデル事業実施要綱(平成17年3月30日付け国自総第537号、国自貨第145号、国自環第256号)に規定するCNG車普及促進計画をいう。以下同じ。)に基づく低公害車の導入事業を除く。)に係る補助金の交付を受けようとする補助対象事業者であって、平成17年4月1日から同年9月30日(大臣が別に定める場合はその定める日)までの間に、低公害車の新車新規登録をしたもの又は使用過程にあるディーゼル車のCNG自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受けたものは、補助対象事業完了の日から1か月を経過した日までに第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、別表に定める低公害車の導入事業(CNG車普及促進計画に基づく低公害車の導入事業に限る。)に係る補助金の交付を受けようとする補助対象事業者であって、平成17年4月1日から平成18年1月31日までの間に、低公害車の新車新規登録をしたもの又は使用過程にあるディーゼル車のCNG自動車への改造を行い自動車検査証の交付を受けたものは、補助対象事業完了の日から1か月を経過した日までに第2号様式による補助金交付申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

4 前3項の場合において、大臣が別に補助金交付申請書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

5 地方運輸局長は、第1項から第3項までの規定による補助金交付申請書を受理したときは、所要の審査を行い大臣に進達するものとする。

(交付の決定及び通知等)

第6条 大臣は、前条第1項の規定による地方運輸局長から進達された第1号様式によ

る補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行い、第3号様式による補助金交付決定書により交付決定の内容等を地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

- 2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 地方運輸局長は、大臣から第1項の規定による通知を受けたときは、第4号様式による交付決定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等を通知するものとする。
- 4 大臣は、前条第2項及び第3項の規定による地方運輸局長から進達された第2号様式による補助金交付申請書について、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表に定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行い、第5号様式による補助金の交付決定及び額の確定書により交付決定の内容等及び額の確定について地方運輸局長に通知するものとする。この場合において、大臣は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。
- 5 第2項の規定は、前項の交付決定について準用する。
- 6 地方運輸局長は、大臣から第4項の規定による通知を受けたときは、第6号様式による交付決定及び額の確定通知書により補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等及び額の確定について通知するものとする。
- 7 前項の規定により交付決定の内容等及び額の確定について通知を受けた補助対象事業者に関しては、次条から第12条までの規定は適用しないものとする。

(交付申請の取下げ)

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、第7号様式による補助金交付申請取下届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の申請)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第8号様式による補助対象事業計画変更承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、第9号様式に

よる補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

（事故報告）

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、すみやかに第10号様式による補助対象事業事故報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から1か月を経過した日又は翌年度の4月1日のいずれか早い日まで第11号様式による補助対象事業実績報告書を地方運輸局長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、大臣が別に補助対象事業実績報告書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。
- 3 地方運輸局長は、第1項の規定による補助対象事業実績報告書を受領したときは、所要の審査を行い、大臣に進達するものとする。

（補助金の額の確定通知）

第12条 大臣は、前条の規定により地方運輸局長から進達された補助対象事業実績報告書について、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、第12号様式による補助金の額の確定書により地方運輸局長に通知するものとする。

- 2 地方運輸局長は、大臣から前項の通知を受けたときは、第13号様式による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に補助金の額の確定について通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、第14号様式による補助金支払請求書を提出しなければならない。

（返還命令）

第14条 大臣は、補助対象事業者（EMS用機器の導入事業に係る補助対象事業者を除く。）が補助金の交付を受けたにもかかわらず、平成17年度内（出納整理期間を含む。）に地方公共団体等から協調補助の交付を受けなかった場合は、その補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助対象事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勸案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ第15号様式による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

（帳簿の保存義務）

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了後5年間保存しなければならない。

（提出部数）

第17条 この要綱に定める申請書その他の書類の提出部数は、3部（正本1部、副本2部）とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。
- 2 低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成16年3月26日付け国道環調第24号、国自総第545号、国自貨第154号、国自環第273号）は、廃止する。ただし、平成16年度以前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例によることとする。

別表

補助対象事業	低公害車の導入			E M S 用機器の導入
	C N G バス、ハイブリッドバス及び新長期規制適合バスの導入	C N Gトラック、ハイブリッドトラック及び新長期規制適合トラックの導入	使用過程にあるディーゼル車のC N Gバス及びC N Gトラックへの改造	
補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者			E M S の普及を図ろうとする者
補助対象経費	車両本体価格（C N G自動車においては、C N G自動車への改造に要する経費を含む。）	C N G自動車への改造に要する経費	E M S 用機器 車載器 事業所用機器 外部電源機器（設置に要する経費を含む。ただし、外部電源機器に配電するための受配電設備及び同設備に受電するための電線路の配線工事に要する経費を除く。） 外部電源機器対応冷房装置及び暖房装置（装着に要する経費を含む。）	
補助率	1 / 4	1 / 3	1 / 3	
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、C N G自動車及びハイブリッド自動車の導入にあつては、当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1 / 2を乗じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額よりも少ない場合には、当該差額に1 / 2を乗じて得た額以内とし、新長期規制適合車の導入にあつては、当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1 / 3を乗じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額よりも少ない場合には、当該差額に1 / 3を乗じて得た額以内とする。			
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合には、当該変更後の額）			

備考

- 1 低公害車の導入事業（使用過程にあるディーゼル車のCNG自動車への改造事業を除く。）にあつては、平成17年4月1日から同年9月30日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間に新車新規登録をしたもの又は交付決定の通知を受けた日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録をしようとするものを対象とする。ただし、CNG車普及促進計画に基づく低公害車の導入事業にあつては、平成17年4月1日から平成18年1月31日までの間に新車新規登録をしたもの又は交付決定の通知を受けた日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録をしようとするものを対象とする。
- 2 低公害車の導入事業（使用過程にあるディーゼル車のCNG自動車への改造事業に限る。）にあつては、平成17年4月1日から同年9月30日（大臣が別に定める場合はその定める日）までの間にCNG自動車への改造を行い、自動車検査証の交付を受けたもの又は交付決定の通知を受けた日から平成18年3月31日までの間にCNG自動車への改造を行い、自動車検査証の交付を受けようとするものを対象とする。ただし、CNG車普及促進計画に基づく低公害車の導入事業にあつては、平成17年4月1日から平成18年1月31日までの間にCNG自動車への改造を行い、自動車検査証の交付を受けたもの又は交付決定の通知を受けた日から平成18年3月31日までの間にCNG自動車への改造を行い、自動車検査証の交付を受けようとするものを対象とする。
- 3 EMS用機器の導入事業にあつては、交付決定の通知を受けた日から平成18年3月31日までの間にEMS用機器を導入しようとするものを対象とする。
- 4 低公害車の導入事業（CNG車普及促進計画に基づく低公害車の導入事業を除く。）における補助対象事業者は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
 - 一 一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、CNGバス、ハイブリッドバス又は新長期規制適合バスを単年度2台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入すること。
 - 二 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、CNGトラック、ハイブリッドトラック又は新長期規制適合トラックを単年度3台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入すること。
 - 三 自動車リース事業者及びこれに準ずるものとして大臣が認定した者にあつては、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者に低公害車を貸し渡す目的で、CNGバス、ハイブリッドバス又は新長期規制適合バスを単年度2台以上若しくはCNGトラック、ハイブリッドトラック又は新長期規制適合トラックを単年度3台以上導入すること。
- 5 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- 6 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。